

今回の要望（税負担軽減措置等）に関連する事項	合理性	政策体系における政策目的の位置付け	<p>《大目標》 食料の安定供給の確保、農林水産業の発展、農山漁村の振興、農業の多面的機能の発揮、森林の保続培養と森林生産力の増進、水産資源の適切な保存・管理等を通じ、国民生活の安定向上と国民経済の健全な発展を図る。</p> <p>《中目標》 我が国の食料供給</p> <p>《政策分野》 食料自給力の確保</p>
		政策の達成目標	49歳以下の農業従事者数を維持する。
		税負担軽減措置等の適用又は延長期間	—
		同上の期間中の達成目標	—
	政策目標の達成状況	49歳以下の農業従事者数 4.8万人（令和5年度）	
	有効性	要望の措置の適用見込み	—
		要望の措置の効果見込み（手段としての有効性）	平均寿命が延びる中で、農業者の自主的な努力を支援する農業者年金の更なる充実・普及を図ることは、農業者の高齢期における所得の確保に資するとともに農業の持続的な発展に向けた農業で生計を立てる担い手の確保に寄与することとなる。
	相当性	当該要望項目以外の税制上の支援措置	—
		予算上の措置等の要求内容及び金額	<p>○農業者年金事業（うち新制度分） 令和7年度予算：76,005百万円（621百万円） 令和8年度要求：76,005百万円（621百万円）</p> <p>○(独)農業者年金基金運営費交付金 令和7年度予算：4,263百万円 令和8年度要求：4,985百万円</p>
		上記の予算上の措置等と要望項目との関係	農業者年金事業は、①旧制度の加入者（受給権者）への年金給付に要する費用の国庫負担、②新制度加入者のうち政策支援（保険料補助）の対象者への国庫助成に係る予算となっており要望項目の対象者と重複することはない。
要望の措置の妥当性		農業者年金制度においては、生涯所得に資する年金水準を確保するとともに、公的年金として過大な年金額となることのないように年金設計されていることから、必要最小限の措置で、農業者の老後生活の安定を図り、もって農業者の確保に資する有効な手法である。	

これまでの 税負担軽減 措置等の 適用実績 と効果に 関連する 事項	税負担軽減措置等の 適用実績	—
	「地方税における 税負担軽減措置等 の適用状況等に 関する報告書」に おける適用実績	—
	税負担軽減措置等の適 用による効果（手段と しての有効性）	—
	前回要望時の 達成目標	—
	前回要望時からの 達成度及び目標に 達していない場合の理 由	—
これまでの要望経緯	<ul style="list-style-type: none"> ・昭和46年度 創設（～平成13年度）※旧制度 ・平成14年度 創設 ※新制度 ・令和2年度 加入可能年齢について、「60歳未満」から「65歳未満」へ引上げ 	